

## 珠洲市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和7年度における財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和8年6月9日

珠洲市監査委員 田 島 邦 章  
珠洲市監査委員 向 山 忠 秀

### 1 監査の対象

令和6年度に財政的援助を行った団体等（指定管理団体含む）のうち、次の団体等について実施した。

- (1) 農業機械再取得等支援事業補助金（農事組合法人こうぼうアグリ 外103件）  
…………… 277,537,000円
- (2) 住まい再建・転居費用支援金（珠洲市転居費用助成金）（個人 外248件）  
…………… 24,900,000円
- (3) 被災宅地等復旧支援事業補助金（個人 外5件） …………… 22,754,000円
- (4) 除雪オペレーター育成補助金（株式会社のとさく 外3件）  
…………… 190,000円

### 2 監査を執行した委員

田 島 邦 章  
向 山 忠 秀

### 3 監査の期間

- (1) 書類等審査 令和8年2月11日（水）から2月24日（火）まで
- (2) 監 査 令和8年2月25日（水）及び27日（金）

### 4 監査事項

- (1) 補助事業等の計画と実績
- (2) 関係諸帳簿の整理保管状況
- (3) 補助事業等の効果
- (4) その他

### 5 監査の方法

111件の補助金等の中から監査対象4件を抽出し、補助金等に係る交付事務の執行について、所管課から財政援助団体等に関する資料の提出を求めた。

所管課長及び担当職員から補助金等の目的や事業内容等について関係書類に基づき説明を聴取し監査を行った。

### 6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等に係る交付事務は、概ね適正に執行されていると認められた。